

森林・林業基本計画（案）に対する意見の概要

1. 概要

「森林・林業基本計画（案）」につき、以下のとおり、意見・情報の収集を行った。

- (1) 意見・情報募集期間： 平成28年3月22日（火）～平成28年4月10日（日）
- (2) 告知方法： 報道発表、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び農林水産省ウェブサイトへの掲載等により実施
- (3) 意見・情報提出方法： インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

2. 提出いただいた意見の件数・概要

- (1) 意見提出者・団体等の数： 38件（個人16件、団体・法人22件）
- (2) 意見の内訳：

森林・林業基本計画全般	1 項目
まえがき	1 項目
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	8 項目
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	1 8 項目
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	3 1 項目
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	2 1 項目
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	1 5 項目
4 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	4 項目
5 国有林野の管理及び経営に関する施策	1 項目
6 団体の再編整備に関する施策	0 項目
第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	0 項目
合計	1 0 0 項目

注：意見の項目数は、重複を排除した数。

3. 意見に対する考え方

別紙1（概要）及び別紙2（詳細）のとおり。

(別紙1) 森林・林業基本計画(案)に寄せられた意見の概要と意見に対する考え方(概要)

処理結果の区分	項目数	意見の例(概要)
1. 趣旨を取り入れ ているもの	33	<p>主伐地の再造林について、適切な更新の確保だけでなく、エリートツリーによる成長の良い優良種苗の供給体制の整備、早生樹種の導入などについても対応すべき。</p> <p>効率的な間伐作業の普及に向けて、タワーヤード、ハーベスタ等の高機能林業機械の普及推進とともに、間伐技術を有する人材育成についても追記するべきではないか。</p> <p>地域林業の確立を図るためには、林業事業体の育成と林業労働力の確保は不可欠であり、山村振興の観点からも、経営の安定、雇用の安定を図ることが重要。</p>
2. 趣旨の一部を取 り入れているもの	45	<p>山づくりは100年単位を目標に取り組んでいる。昨今の急激な情勢変化に対応することも必要であると認識するが、林業施策は方針が変わると対応できないことが多い。施策骨子については長期スパンで変化しないよう取り組んでいただきたい。</p> <p>森林経営計画制度の定着に向けては、地方自治体主導の取り組みの強化、積極的な公有林化による林地の集約が必要。そのため、集約化が困難な森林は地方公共団体による公有林化を促進し、全額国費負担による助成措置を講じるべき。</p> <p>FITなどによる木質バイオマス燃料としての拡大が予想されるが、マテリアル利用が燃料利用に優先するという木材の健全なカスケード利用の維持を明示してはどうか。</p>
3. 修正するもの	7	<p>林業労働に事故はつきものという考え方を払拭し、林業関連事業所の使用者に対して労働安全衛生対策を徹底するとともに、関連労働者の技術向上の指導、安全な機械・設備の導入に対する支援を行うべき。</p> <p>木育の推進について、「特に、幼少期から木の良さを体感できるような取組を推進」とあるが、「特に、幼少期」とするだけでなく子育て世代に対する木育も必要ではないか。</p> <p>原発事故により被災した森林への対応として、木材製品等については安心・安全な供給に努めており、このことを国民の方々に理解いただけるよう明記すべき。</p>
4. その他、今後の 検討課題等	15	<p>「第3表 用途別の木材利用量の目標」において、2030年の燃料材の需要量や国産供給量は、政府のエネルギーミックスと整合性が取れていないのではないか。</p>
合計	100	

注：意見の項目数は、重複を排除した数。

(別紙2)

森林・林業基本計画(案)に寄せられた意見の概要と意見に対する考え方(詳細)

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
まえがき	木材価格の下落が長期間にわたっているのは、木材の消費構造が変わったからで、小規模・分散的な構造が原因ではない。大規模・集約化すれば木材価格は上がるのか。この文章は林業の問題を小規模・分散性に歪曲するものだとの印象を受ける。	4	当該部分については、我が国の林業は小規模・分散的な原木供給の形態から脱していない結果、需要に応じた安定的な原木供給ができていないという現状を記述したものであり、木材価格の下落については森林所有者が経営意欲を持っていない理由の一つとして記述したものです。
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	ここ5年間の林業・木材業界の変化を適確に反映している点は非常に良い。	1	本基本計画では、第1に記述しているとおり、前基本計画に掲げた目標の進捗状況や施策の評価、また前基本計画策定以降の情勢変化等を踏まえて、今後の施策の基本的な方向を明らかにすることとしています。
第1 1(2)前基本計画に基づく主な施策の評価	森林経営計画制度の普及・定着について、地域的な偏りや計画種類の特徴、認定低位な理由について分析を行い、計画制度自体の見直しも含めた踏み込んだ評価を行うことが必要。	2	森林経営計画の認定率が低い要因については、林政審議会でも分析・評価しており、その代表的なものを記述しているところです。なお、第3の1(1)①に記述しているとおり、森林経営計画に基づく森林施業の一層の推進に向け、森林所有者や境界の明確化等による施業集約化、意欲ある者への長期的な施業委託等を支援していくこととしています。
	育成複層林への誘導について、過密単層林において帯状・群状の伐採を行った場合、伐採されず残された箇所は過密状態が維持され、水源涵養機能等の面で問題があるのではないか。また、単木伐採による複層林施業が高度な技術を要するのであれば、強度伐採間伐で下層植生を復活させても良いのではないかと。	2	育成複層林への誘導に当たっては、第2の2(4)に記述しているとおり、モザイク施業だけではなく、自然条件等に応じて択伐による誘導も行うこととしています。
第1 1(3)前基本計画策定以降の情勢変化等	昨年国連で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」SDGsにおいて、2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施の促進が決議されたが、我が国の森林も何をもって持続可能な森林経営と定義するかを明確にし、国際的な課題にこたえるようにすべき。	3	第3の1に記述しているとおり、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、再造林等による適切な更新の確保、多様で健全な森林への誘導等を総合的かつ体系的に進めていくこととしています。 なお、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における目標(SDGs)の重要性を踏まえ、第3の1(12)①の文中「世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、」とあるのを、「世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「 <u>持続可能な開発のための2030アジェンダ</u> 」における目標(SDGs)の実現を図るため、」と修正します。
第1 2(3)木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出	「消費者の満足感等の情緒的な価値」という表現について、「情緒的な」というのは、機能的価値の対語としてマーケティング用語だとは思いますが、理性的ではないという意味もあり違和感がある。	4	当該部分については、「マーケットイン」を踏まえた機能の付加に留まらず、消費者の感性に訴える意匠性等の価値を付加させた製品を供給することの必要性を記述しているものです。
第1 3(1)現場に立脚した施策の展開	森林における諸般の課題は、全国レベルでの課題のみならず、地域ごとの課題解決も必要ではないか。そのためには、市町村や森林組合の役割強化とともに、諸般の課題に取り組める、柔軟性に富んだ事業の創設にも尽力願いたい。	1	各種施策の展開に当たっては、第1の3(1)に記述しているとおり、地域に最も密着した行政機関である市町村の役割強化等を図りつつ、現場が抱える課題に適確に対応し、創意工夫を引き出すことができる現場に立脚した施策となるようにしていくこととしています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第1 3(1)現場に立脚した施策の展開	与党の平成28年度税制改正大綱等を踏まえれば、森林吸収源対策等の推進における市町村の役割に対する期待が高まっているが、市町村の森林・林業行政に対する体制が整備されているところは数少ないことから、具体的な対策が必要。	2	市町村の役割強化を図るに当たっては、第3の2(2)①に記述しているとおり、国や都道府県等の森林総合監理士等が相互に連携し、市町村森林整備計画の策定等の市町村林務行政に対する技術的支援を行うこととしています。 なお、今後とも引き続き市町村林務行政への支援について、検討していきます。
第1 3(2)新たな動きを踏まえた柔軟な施策の展開	山づくりは100年単位を目標に取り組んでいる。昨今の急激な情勢変化に対応することも必要であると認識するが、林業施策は方針が変わると対応できないことが多い。施策骨子については長期スパンで変化しないよう取り組んでいただきたい。	2	施策展開に当たっては、第1の3(2)に記述しているとおり、林業の持つ長期性という特性を踏まえて対応することと、技術革新や新たな木材利用をめぐる情勢の変化に柔軟に対応していくことの両方が重要と考えています。
第2 2(4)森林の誘導の考え方	樹種別による、管理方法を確立していただきたい。特に、マツについては、治山治水が完璧でないと、まつたげが出ない。	2	本計画においては、期待する機能の発揮に向けた森林の誘導の考え方を示していますが、具体的な施業方法等については地域森林計画等において示されており、現場の状況に応じて適用していただくものと考えています。
	基本計画(案)で、森林の長伐期、複層林化への方針をより強く打ち出していることは評価するが、全国森林計画(案)では、「平均成長量が最大となる年齢を基準として」といった古典的な標準伐期齢の考え方を示していることを懸念。 育成複層林への誘導に当たっては、単層林をできるだけ長伐期、多間伐にした結果として、下層木を豊かにしていくことが本来の姿ではないか。 いずれにしても、単木材積を高くすることが、労働生産性の向上性に最も影響することから、コスト低減の議論の中で高性能機械化や路網整備と同列で語られるべき。	2	標準伐期齢については、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標として、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとしています。 全国森林計画は、基本計画でも示している「短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採を行う」という考え方に即したものであり、実際の伐期の設定に当たっては、地域森林計画等を踏まえ地域の実情に応じて行われるものと考えています。 また、育成複層林への誘導については、モザイク状だけでなく、自然条件等に応じて単木の択伐も含めた多様な方法があるものと考えています。 このほか、間伐の繰り返しによる伐期の長期化についても基本計画の中に位置付けているところです。
	社会的条件として、車道等や集落から森林までの距離が挙げられているが、これらは地理的条件であって、むしろ兼業機会などの労働市場の展開度、労働賃金、人口構成、市町村など自治体財政や体制(林業職員が配置されているのか)などが一般的に社会的条件と言われるものではないか。	2	「車道等や集落から森林までの距離といった社会的条件」には、御指摘のとおり、集落における人口構成や林業労働力などについても含む概念として記述しています。
	育成複層林を拡大する予定とされるが、択伐か帯状・群状伐採では同じような針広混交にはならないと考える。全国森林計画(案)に書かれている「様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置される」とした方がイメージしやすい。また、高齢林(老齢林)が有する生物多様性等に資する特別な価値についてももう少し強調すべき。	2	高齢林が有する特別な価値に着目した記述はしていないものの、第3の1(5)において、「一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。」と記述しています。 また、第2の2(3)において記述しているとおり、生物多様性の観点からも、高齢林だけではなく、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながら、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましいと考えています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第2 2(4) 森林の誘導の考え方	育成複層林の目的、施業方法、イメージが曖昧でわかりにくい。公益的機能、管理コストを重視するのであれば天然生林に、木材生産機能を重視するのであれば、育成単層林に誘導すべきであり、育成複層林は両者から派生した程度の小面積を指向すべきではないか。	4	育成複層林については、第2の2(4)にその状態を記述していますが、指向状態はおおむね100年後を目安としており、複層林化に要する期間なども想定して、育成複層林の面積等を定めています。なお、さらに将来的には、育成複層林から天然生林へと移行するものもあり得ると考えています。
	森林資源の循環利用については、公益的機能への影響を最小限に抑える為にも、主伐の伐採面積は小面積皆伐を基本とすることを明確にすべき。	1	第2の2(4)イの森林の区分に応じた誘導の考え方において記述しているとおり、育成単層林については自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散等を図ることとしています。
	この数年の森林・林業白書で強調されていた「年齢構成の平準化、若返り」という表現ではなく、「多様な伐期による伐採と植栽・・・皆伐面積の縮小・分散・・・長期化」とされている点や、自伐林家が計画に位置付けられたことは評価。	1	本計画においては、多様な伐期による伐採や、育成単層林を維持する森林で植栽による確実な更新を図ることを明記しています。また、いわゆる自伐林家については、第3の2(1)①に記述しているとおり、地域の森林・林業を効率的かつ安定的な林業経営の主体とともに相補的に支える主体として捉えることとしています。
	架線系作業において、木寄せポイントから土場まで長大な森林作業道を開設してフォワーダで搬出し、結局フォワーダネックになり、架線システムが遊んでいるケースも見られる。トラックが入れる林業専用道を費用負担少なく開設できるような政策を期待。	1	路網整備に当たっては、第2の2(4)及び第3の1(4)に記述しているとおり、具体的な施業を想定し、傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき整備水準を踏まえつつ、現地の状況に応じて、林道等と森林作業道を適切に組み合わせて整備することとしています。 なお、林業専用道の開設については、各般の施策を講じており、路網配置や施工方法の工夫により事業費を抑制すれば、少ない事業者負担で開設が可能です。
	中傾斜地で車両系作業システムの例示(全国森林計画第6表:路網整備の水準)の区分は、いささか現実から乖離している。整備すべき路網延長に即した、全国の森林簿に出現する傾斜と対照した区分を創設すべきではないか。	2	作業システムの選択や路網の整備については、第2の2(4)に記述しているとおり、傾斜区分と路網の整備状況を踏まえつつ、自然条件や社会的条件など各地域の実情に応じて、柔軟に対応することとしています。 なお、全国森林計画第6表「路網整備の水準」については、普遍的な因子として林地の傾斜に着目し、作業システムに必要となる林道等の路網密度の目安を示したものです。
	森林整備公団が、組織の目的を林道の建設から水源涵養に模様替えして、路網整備の機能を失った事は、国民がインフラを得る機会・リードタイムを失ったものではないか。道を作るという方向性を正しくやっておくべきだった。「始めに路網ありき」の施策・組織を講ずるべきではないか。	2	路網整備については、第2の2(4)に記述しているとおり、森林の整備及び保全に不可欠なものであり、指向する森林の状態に応じた整備を進めることとしています。 なお、具体的な林道等の開設については、森林所有者等の御意見を伺いながら、地方公共団体や林業事業者等の関係者の連携により取り組まれており、国としても必要な予算の確保に向けて、適切に対応していく考えです。
木材自給率の向上や国産材のコスト競争力強化を目指して行く上では、かつて薪炭林やパルプ材生産林として活用されてきた天然生広葉樹林を循環型経済林として積極的に活用して行く道を示すべきではないか。	1	第2の2(4)に記述しているとおり、現況が天然生林となっている森林のうち継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導していくこととしており、積極的な活用を想定しているところです。 また、広葉樹の活用については、第3の1(9)①で「未利用の広葉樹の活用など、地域資源の発掘と付加価値向上等を図り、生産・販売力を強化する6次産業化等の取組を推進する。」と記述しています。	

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第2 2(5)森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	ha当たり蓄積は現状を反映していないのではないか。もっと蓄積はあるはずで、かつ高樹齢になっても蓄積は増加するというのが最近の科学的知見。炭素固定能力を高めるための皆伐(=若返り)が是認されている状況があるので、実態に合わせた蓄積に修正して、将来のあるべき森林について現実的に議論してもらいたい。	4	ha当たり蓄積は、都道府県等を通じた森林資源現況調査に基づいたものとなっています。 なお、ICTの活用等による森林資源情報の精度向上について、今後とも取り組んでまいります。
第2 3(2)目標の定め方	木材自給率50%達成を現行計画より5年後ろ倒しにしており、また、10年後の利用量を40百万m3としているが、具体的な根拠の説明が必要ではないか。	4	平成28年2月22日の林政審議会において、資料1-1として目標数値の考え方等を提示していますので、当該審議会の議事録と併せて、林野庁ウェブサイトをご確認ください。
第2 3(3)林産物の供給及び利用に関する目標	製材用材を現在の1.5倍の18百万m3とする一方、木材需要のほぼ半数、輸入木材の過半を占めるパルプ・チップ用材は、国産材供給をわずかに1百万m3増やして6百万m3とすることには納得がいかない。何故、製紙業界の針葉樹チップの買い叩きを是正する施策を講じようとしなのか。将来、国産材シェアを伸ばすためには、パルプ・チップ材の国産材比率を高めるための施策が不可欠。	2	パルプ・チップ用材については、総需要量が平成26年の32百万m3から平成37年に30百万m3へと減少すると見通す中で、国産材の利用量を同期間に5百万m3から6百万m3へ増加させ、国産材比率を高めることとしています。
	第3表用途別の木材利用量の目標において、2030年の燃料材の需要量が9百万m3、国産の燃料材の供給量が8百万m3となっているが、政府のエネルギーミックスでは、木質バイオマス発電が345万kW～461万kWであり、必要な燃料材は5千4百万m3～7千4百万m3と推計され、整合性が取れていない。また、国産の燃料材が8百万m3とすると、輸入の燃料材は4千6百万m3～6千6百万m3となり、国内の資源を活用しようとするFIT制度の趣旨に反するので再考願いたい。	4	燃料材については、木炭、薪、燃料用チップ及びペレットを含むものであり、木質バイオマス発電施設の認定・導入容量や木炭等の輸出入実績等の情報を参考にしつつ、平成37年の国産材及び輸入材の需要量を9百万m3と見通しているところです。 なお、長期エネルギー需給見通し関連資料においては、木質バイオマス関連では、固定価格買取制度における①未利用間伐材、②建設資材廃棄物、③一般木質・農作物残さの区分の導入見通しを示しており、③一般木材・農作物残さの区分には国産材利用に伴い発生する工場残材や、農作物の収穫に伴うバイオマス等も含まれます。
	「燃料材」の国産材利用量は、従来、平成32年600万m3であり、エネルギーミックスでの木質バイオマス発電は、これを前提として「未利用材」は、極めて低い水準(24万kW)に留まり、輸入材に大きく依存する形になっている。これが、平成37年には800万m3(32万kW)と若干増える見通しにはなっているが、これを相当に上回ることが期待され、また、可能と考えられるかどうか。	4	第3表に掲げる燃料材の利用量の目標は、木質バイオマス発電施設の認定・導入容量等を踏まえつつ、第3に掲げる施策の適切な実施により各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして設定しています。
	「燃料材」の総需要量は、輸入材も含む数字と考えられるが、平成37年で900万m3とすると、輸入材は100万m3に過ぎないということか。また、エネルギーミックスの木質バイオマス発電需要(2030年:335～461万kW:約8300万m3～11,500万m3相当)との関係はどうか。	4	燃料材については、木炭、薪、燃料用チップ及びペレットを含むものであり、木質バイオマス発電施設の認定・導入容量や木炭等の輸出入実績等の情報を参考にしつつ、平成37年の国産材及び輸入材の需要量を9百万m3と見通しているところです。 なお、長期エネルギー需給見通し関連資料においては、木質バイオマス関連では、固定価格買取制度における①未利用間伐材、②建設資材廃棄物、③一般木質・農作物残さの区分の導入見通しを示しており、③一般木材・農作物残さの区分には国産材利用に伴い発生する工場残材や、農作物の収穫に伴うバイオマス等も含まれます。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第2 3(3)林産物の供給及び利用に関する目標	新たに燃料材が加えられたが、輸入量が今後ほとんど増えない設定となっているのは実態と異なるのではないかと。また、FIT制度が定着すれば輸入材に対するインパクトが拡大し、環境基準など整備しないと大きな問題となる可能性があるため、バイオマス環境基準の重要性について認識に触れるべき。	2	第3表においては、燃料材の総需要量は増加すると見込む中で、国産材の利用量を増加させる目標としているところ。なお、木質バイオマスの調達については、引き続き「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき、適切に行われるべきと考えています。
第3 1(1)①森林施業及び林地の集約化	「経営意欲の低下した所有者等の森林については、森林組合系統による保有・経営の円滑化を図る」とあるが、地域にも健全かつやる気のある民間事業者があり、「森林組合系統や民間事業者等による保有・経営」に修正すべきではないか。	2	第3の1(1)に記述しているとおり、引き続き意欲ある者への長期的な施業委託等を支援することとしているほか、第3の2(1)において、新たに森林経営をしようとする者に対する支援を行うこととしています。
	山村の人口が減少する中、森林の荒廃による国土の崩壊、災害が懸念される。市町村が、手入れされてない山林の整備と管理を強制的に行えるよう、適切に管理できない個人の所有物の国家への寄付を進める手段を進めてほしい。	2	第3の1(1)①に記述しているとおり、経営意欲の低下した所有者等の森林については、森林組合等による保有・経営の円滑化や、公有林化を推進することとしています。
	森林経営計画制度の定着に向けては、地方自治体主導の取組の強化、積極的な公有林化による林地の集約が必要。そのため、経営意欲の低下した所有者の森林、不在村者所有森林など、集約化が困難な森林は地方公共団体による公有林化を促進し、全額国費負担による助成措置を講じるべき。	2	第3の1(1)に記述しているとおり、所在不明の共有者が存在する森林における施業の促進や、経営意欲の低下した所有者等の森林の森林組合系統による保有・経営の円滑化、また、公有林化の推進等による林地の集約化を図ることとしています。
	森林所有者の世代交代や、不在村者による森林所有等の拡大から、森林の集約化に影響が出ている。この解決のためには、地方自治体による体制及び予算の確保が不可欠であることから、具体的な対策を図るべき。	1	第3の1(1)に記述しているとおり、所在不明の共有者が存在する森林における施業の促進や、経営意欲の低下した所有者等の森林の森林組合系統による保有・経営の円滑化、また、公有林化の推進等による林地の集約化を図ることとしています。
小規模所有・所有者不明・所有者の経営意欲低下は、日本の森林が抱える根本的な問題であり、このまま抜本的対策を打たないと所有者死亡・相続によって益々状況が悪化。実効的な法整備が進むことに強く期待。また、森林組合法に基づく信託の受託について、第11条第3項に規定の信託事務の再委託の禁止が大きな障壁と考えるため、緩和による信託経営の推進を期待。	2	所有者不明等の課題については、第3の1(1)①において所在不明の共有者が存在する森林の施業促進等を記述しており、その法的な手当として「森林法等の一部を改正する法案」を国会に提出したところ。なお、森林組合法に基づく信託については、上記法案において森林組合連合会も事業ができるよう改正事項を盛り込んでいますが、再委託については、今後の検討課題とさせていただきます。	
第3 1(1)② 森林関連情報の整備・提供	固定資産課税台帳の情報を合法的に利用できるような法整備・政策推進を期待。	2	森林関連情報の整備・提供については、第3の1(1)②において市町村における森林の土地の所有者等の情報整備等を促進する旨を記述しており、その法的な手当として「森林法等の一部を改正する法案」を国会に提出したところ。同法案に基づく林地台帳の整備に当たっては、既存の登記情報や森林簿等の情報を活用していく考えです。
第3 1(2)再造林等による適切な更新の確保	確実な再造林を進める上での国の責務を明確にするとともに、再造林に対する公的補助の拡充を図るべき。	2	再造林等による適切な更新の確保に向けて、森林整備事業により実質的な補助率を約7割として支援するとともに、伐採と造林の一貫作業システムの導入等による造林コストの低減、コンテナ苗等の優良種苗の確保のほか、伐採・造林届出制度等の適正な運用等を図ることとしています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 1(2)再造林等による適切な更新の確保	主伐が拡大すると聞かすが、苗木の確保とともに、現在はニホンジカによる食害が多くなっていることから十分な対策が必要。	1	第3の1(2)に記述しているとおり、再造林等による適切な更新の確保に向けて、優良種苗の確保のほか、野生鳥獣による被害対策等を推進することとしています。
	主伐地の再造林について、適切な更新の確保だけでなく、エリートツリーによる成長の良い優良種苗の供給体制の整備、地域によっては早生樹種の導入などについても対応すべきでないか。	1	主伐後の再造林については、第3の1(2)①及び②に記述しているとおり、成長に優れた種苗等の活用による造林コストの低減とともに、それら優良種苗の生産体制の整備に取り組むこととしています。
	国内の森林の管理の適正化の観点で、「伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図り、適切な森林施業の推進に資する」という前計画の論点を引き続き残すべき。	1	御指摘の点については、第3の1(2)③において、伐採後の適切な更新確保に向けて無届伐採に対する措置を含む伐採・造林届出制度の適正な運用を図ることとしているほか、(5)①に記述しているとおり、森林認証等の理解の促進を図ることとしています。
第3 1(2)①造林コストの低減	安価で効率的に植えられる苗として、フィルム状や陶器、生分解性のポット苗など、様々な形態の苗の試験・生産がされているので、コンテナ苗のみではなく、様々な方法を試行してはどうか。	2	コンテナ苗は、植栽適期が長く、効率的に植えられることに加えて、根巻きを生じないことから、第3の2の(1)に記述しているとおり、重点的に生産体制を整備することにしています。造林コストの低減に当たっては、コンテナ苗のみならず、大苗等の活用も含めて推進していくこととしています。
第3 1(2)②優良種苗の確保	前計画においては「成長等の優れた第二世代精鋭樹等の原種の配布に取り組む」とされていたが、本計画では触れられていない。成長のいい優良な種苗の供給拡大を図ることは日本林業の再生にとって喫緊の課題であり、供給体制の整備を含め明確に記載すべき。	4	成長に係る特性に優れた種苗の採取源となる特定母樹の増殖を促進することとしており、これらを含め優良種苗の生産体制の整備を推進することとしています。
第3 1(2)④野生鳥獣による被害対策の推進	今回の森林経営計画の見直しでは鳥獣害防止区域における鳥獣害防止の方法について記載することとしているが、計画的な捕獲が進んでいないこともあり、防護柵の設置に当たっては森林所有者の負担がない対策が必要。	2	野生鳥獣による被害対策については、第3の1(2)④に記述しているとおり、防護柵等の鳥獣害防止施設の整備や野生鳥獣の捕獲を引き続き推進するとともに、特に野生鳥獣による被害が深刻な森林は、その区域等を明確化して防除対策を講じることとしています。また、防護柵の設置等の鳥獣害防止対策に必要な森林所有者の負担を軽減するため、森林整備事業により支援を図っていく考えです。
第3 1(3)適切な間伐等の実施	市町村の主体意識の向上は非常に重要であるが、林務専門職員が少ない・居ない状況では主体的な取り組みは不可能。人材の確保・育成を進めるための具体的な政策検討を期待。	1	人材の育成・確保については、第3の2(2)に記述しているとおり、森林総合監理士や森林施業プランナー等の育成・確保とともに、それら人材による市町村林務行政への技術的支援を推進していくこととしています。
	効率的な間伐作業の普及に向けて、タワーヤーダ、ハーベスタ等の高機能林業機械の普及推進とともに、間伐技術を有する人材育成についても追記するべきではないか。	1	効率的な素材生産に向けては、第3の2(1)③に記述しているとおり、路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの普及・定着を図るとともに、それを効率的に運用できる人材の育成を推進することとしています。
第3 1(4)路網整備の推進	路網整備においては、小規模な私有林保有者を取りまとめ、意欲と能力のある林業事業者等が施業の集約化を行い、路網の効率的かつ合理的な配置をする必要があるため、施業の集約化についても追記するべきではないか。	1	路網整備は、施業集約化等と並んで林業事業者が原木供給力を高める上で取り組むべきものであるため、第3の3(1)①に記述しているとおり、「個々の林業事業者に対しても、施業集約化、路網整備・・・等による生産性の向上・・・等を促進する」こととしています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 1(5)②公的な関与による森林整備	条件不利地域など、森林所有者の自助努力等では適切な森林整備が見込めない林分については、水源林造成事業と一体化した公的森林整備の推進と事業の拡充など、一層の推進を図るべき。	1	公的森林整備の推進については、第3の1(5)②に記述しているとおり、自然条件や社会的条件が悪く、森林所有者の自助努力等によっては適切な整備が見込めない森林等について、公的主体による多様な整備を推進することとしています。
第3 1(6)地球温暖化防止策及び適応策の推進	「・・・木材利用が地球温暖化防止に果たす役割の評価・・・」との記述があるが、「ウッドファースト社会の実現」を目指す中、特に都市部における、木造住宅や中高層の非住宅建造物での国産材利用の拡大は第二の森林づくりであることから、地球温暖化防止に果たす役割として具体的に記述すべき。	1	第3の1(6)に記述しているとおり、地球温暖化防止等のため、木材及び木質バイオマスの利用による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減の取組を推進することとしています。
第3 1(7)国土の保全等の推進	最近急増している、林地を皆伐してメガソーラーを設置する動きに対して、法規制の推進を強く願う。	1	森林法において、 ① 水源の涵養、災害の防止等の目的を達成する上で特に重要な森林を保安林に指定し、一定の伐採や開発等を規制しているほか、 ② 保安林以外の民有林についても、1ヘクタールを超える開発行為は、都道府県知事による許可制としているところです。 森林が有する公益的機能が十全に発揮されるよう、森林法の適切な運用により、森林の保全と適切な利用の確保に努めていく考えです。
第3 1(7)③森林病虫獣害対策等の推進	ゴミの不法投棄やタバコのポイ捨てが増えているが、ゴミを捨てにくくする方法やマナーを育てることも計画に盛り込んでどうか。山林火災の原因でもあり問題。	1	第3の1(7)③に記述しているとおり、林野火災予防のため、防火意識を高める啓発活動等を実施することとしています。
第3 1(8)研究・技術開発及びその普及	少子超高齢社会での担い手不足、労働力不足を踏まえ、森林・林業における機械化やロボット化等への補助等を計画に盛り込んでどうか。	2	第3の1(2)①に記述しているとおり、機械化等による低コスト造林技術の開発・実証を進めることとしています。また、第3の1(8)に記述しているとおり、社会情勢の変化や現場が抱える課題を適確に把握し、研究・技術開発を戦略的かつ計画的に進めることとしています。
第3 1(9)山村の振興・地方創生への寄与	森林により触れ合うことで理解を深めるため、森林内のレジャーを推進してはどうか。	1	第3の1(9)③に記述しているとおり、都市と山村の交流促進を図るため、森林空間をレクリエーションなどの観光や体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進することとしています。
第3 1(9)①森林資源の活用による就業機会の創出	山村における持続的な森林経営、生活できる収入確保のために、小規模林家の森林作業の「共同化」を積極的にすすめることで、独立経営を維持しながら経営を安定させる方策を検討されたい。 また、里山を活用して林業以外の分野での事業展開により、林業事業者や森林所有者に対して、多角的に支援していくことで、生活できる収入を確保する方策を検討されたい。	2	山村において森林資源を活かした産業育成によって就業機会の創出と所得の確保を図ることについては重要と認識しており、第3の1(9)①に記述しているとおり、木質バイオマスのエネルギー利用や特用林産物の生産振興等に加え、いわゆる自伐林家による間伐等の促進に向けた技術指導等を推進していくこととしています。
第3 1(9)②地域の森林の適切な保全管理	山村の振興や木質バイオマスの利用拡大を図る上において、広葉樹林業の産業としての位置付けとその推進は必須であり、明確に記載すべき。	1	第3の1(9)①において、林業及び木材産業の成長産業化を推進するために、未利用広葉樹資源の活用等の取組を推進することとしています。
	里山林や竹林に特化した記載となっているが、山村における地域の森林＝里山林や竹林という誤解を招くおそれがあるため、項目名を「里山林や竹林の適切な保全管理」としていただきたい。	4	当該部分については、地域住民等自らの手による継続的な保全管理と利用の対象となる森林として、集落周辺等の身近にある里山林、竹林を例示しているものです。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 1(10)社会的コスト負担の理解の促進	「国民に等しく負担を求める税制等の新たな仕組みを含め、国全体としての財源確保等を検討していく」としているが、消費税増税が経済失速への懸念もされている中で、新たな税制を検討するのではなく、安定的な財源確保を行うべき。	2	森林の有する多面的機能の維持・増進に係る社会的コストの負担については、一般財源による対応や税等の活用を例示しながら、どのような手法を組み合わせるかをコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら検討していくこととしています。
	森林吸収源対策の着実かつ効率的な推進に向け、各般の施策を加速化するための安定的な財源の確保を早期に実現し予算の確保を図るべき。	2	森林の有する多面的機能の維持・増進に係る社会的コストの負担については、一般財源による対応や税等の活用を例示しながら、どのような手法を組み合わせるかをコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら検討していくこととしています。
	適正な施業によって森林の公益的機能が強化・維持されるよう、公費負担する制度を構築してはどうか。	2	森林の有する多面的機能の維持・増進に係る社会的コストの負担については、一般財源による対応や税等の活用を例示しながら、どのような手法を組み合わせるかをコストを負担すべきか、国民の理解を得ながら検討していくこととしています。
	社会的コスト負担の文脈の中で、民間企業の森林づくりの支援に関する論点と重要性を付け加えるべきでないか。また、林建協働や自伐型林業といった新たな担い手を育成など視野に入れておくべき。	2	民間企業による森林づくり活動については、第3の1(11)に記述しているとおり、企業やNPO等の連携強化や森林づくり活動へのフィールド・技術の提供等を通じて、推進していくこととしています。 なお、本計画に掲げた施策の推進に当たっては、第4の1に記述しているとおり、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が相互連携して努力していくことが重要と認識しています。
第3 1(11)②森林環境教育等の充実	幼少期からの森林環境教育は、時間はかかるが、将来森林・林業に関わる人材を増やす、社会的コスト負担のコンセンサスを得るなど、非常に重要で効果的な施策であるので、積極的な取組を期待。	1	子供から大人までを対象とする森林環境教育については、第3の1(11)に記述しているとおり、関係府省や教育関係者等とも連携して、積極的に推進していくこととしています。
第3 1(12)②違法伐採対策の推進	違法伐採対策に関する自民党案では、登録は任意・罰則規定無しとかなり骨抜きにされているとの報道を耳にするが、国産材の需要拡大にも資する厳格な法律にできるよう、さらなる後押しを願う。	2	違法伐採対策については、第3の1(12)に記述しているとおり、合法木材の利用促進等について引き続き推進していくこととしています。
第3 2林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	地域林業の確立を図るためには、林業事業者の育成と林業労働力の確保は不可欠であり、山村振興の観点からも、経営の安定、雇用の安定を図ることが重要。	1	第3の2の柱書きにおいて、「林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため…森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指す」とこととしています。
	林業事業者が減少しており、今後の林業作業に不安がある。事業者の育成や働く意欲の持てる労働条件等の確保が必要。	1	第3の2の柱書きにおいて、「林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため…森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指す」とこととしています。
	民間的林業事業者や林業労働者の減少から、今後の林業の実行体制が維持できるか疑問。国として、事業者の育成や労働力確保のために、具体的な対策に取り組む必要がある。	1	第3の2において、経営感覚に優れた林業事業者の育成、林業労働力の確保等の施策を推進する旨を明記しており、第3の2(1)と(2)に記述しているような具体策に取り組んでいくこととしています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 2(1)望ましい林業構造の確立	持続的な林業経営の主体については、現「基本計画」と同様、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者であることを明確にするとともに、森林組合と民間事業者のイコールフットingの確保を継続すべき。	1	林業経営の担い手については、第3の2(1)に記述しているとおり、森林組合や民間事業者等に関わらず、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、意欲ある者による森林施業の受委託や林業事業者の登録・評価等を推進することとしています。
第3 2(1)①効率的かつ安定的な林業経営の育成	平成18年9月の森林・林業基本計画では、脚注で『林家等の林業経営体にあつては、継続的な林業生産活動を行い、主たる従事者の生涯所得が基本的には地域における他産業従事者と遜色のない水準を確保できる林業経営』と明記していることから、新たな計画でも、29頁の「林業労働力の確保」の項を含め、他産業並みの所得の確保を明確に記述する必要がある。	1	本計画では「脚注」という位置付けではなく、第3の2の本文柱書きにおいて記述しているとおり、「林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため…森林所有者の所得向上と他産業並みの従事者所得を確保できる林業経営の育成を目指すこととしています。
	林業の担い手に関しては、「所有と経営の分離」といった森林所有者による経営意欲を無視した政策から、「自伐林家」等多様な林業経営を見直し、支援をしていく姿勢を新たに打ち出したことには敬意を表したい。	1	いわゆる自伐林家については、第3の2(1)①において、地域の森林・林業を効率的かつ安定的な林業経営の主体とともに相補的に支える主体として捉えることとしています。
	自伐型林業に対して、「伐採に係る技術の習得や安全指導等への支援を図る」との記述があるが、伐採業(素材生産業)の企業経営を実施している森林組合や素材生産業者と、限られた山林の持続的経営を実施する自伐型林業者の経営手法と技術とは違うため、その具体化にあたっては、当協会(NPO法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会)や意欲ある自治体等と是非事前に調整していただきたいと考えている。	2	各種施策の推進に当たっては、第4(1)に記述しているとおり、地方公共団体や林業事業者など、森林・林業に関係する様々な組織・関係者が相互の連携を図りつつ努力していくことが重要であると認識しています。
	自伐の新規参入希望者を「林業の担い手」の一環として育成するため、①自伐フィールドの確保、②小型機械等の確保、③作業道や間伐等の補助金の確保、④立ち上げ時の支援として自伐希望用の「緑の雇用」的制度の確保、等の制度創設を希望。	2	林家やNPO等が専ら自家労働により間伐し、間伐材を活用する取組等については、第3の1(9)や2(1)に記述しているとおり、伐採技術の習得や安全指導等を推進するほか、第3の関連する項目に記述しているとおり、路網と機械を組み合わせた生産性の向上や林業労働力の確保等を推進していくこととしています。 なお、自伐林家を含む森林所有者等が行う間伐や森林作業道の整備等については、引き続き、森林整備事業等により支援していく考えです。
	「…伐採に係る技術の習得や安全指導等への支援を図る。」としてあるところを、「…持続的森林経営に係る育林・多間伐(択伐)等の技術、及び壊れない作業道敷設技術・伐採・搬出に係る技術の習得、安全指導の他、林業自営を希望するものへの各種支援を図る」とすべき。	4	自伐林家を含む森林所有者等が行う間伐や森林作業道の整備等については、引き続き、森林整備事業等により支援していく考えです。
第3 2(1)②スケールメリットを活かした林業経営の推進	近年、素材生産や製材工場の大規模化が進展した九州では、皆伐の「集約化」による大規模伐採が懸念されている。IT時代に相応しい、日本の自然条件に合った小規模分散型産業モデルの構想が必要だと考える。	2	第3の2(1)に記述しているとおり、小規模な林家等への支援を図るほか、木材加工・流通体制の整備に当たっては、第3の3(2)①に記述しているとおり、工場の規模ごとの強みを活かして、複数の中小工場との連携による生産の効率化等にも取り組むこととしています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 2(1)③効率的な作業システムによる生産性の向上	情報技術によって管理の効率化は行えようが、伐採等を行うには物理的な作業が多く求められるため、大幅な省力化が可能なように、作業機械(大型のものを含む)を持ち込みやすい様な林野の整備が必要。画一化されたものでも良いので、人工林については機械化ありきで施策を進めるべき。	2	森林施業の機械化については、第3の2(1)③に記述しているとおり、路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの普及・定着を図ることにより、高い生産性の確保を目指すこととしています。 また、国産材の安定供給に向けて、第3の3(1)①に記述しているとおり、林業事業者に対して効率的な作業システムの導入等を図り、生産性の向上を促進することとしています。 なお、第3の1(4)に記述しているとおり、将来にわたり育成単層林を維持する森林を主体に、高性能林業機械が効率的に稼働できるよう路網整備を実施することとしています。
第3 2(1)④経営感覚に優れた林業事業者の育成	林建協働による土木事業者の林業参入や自伐型林業の展開など多様な林業事業者の育成・強化について明確に記載すべき。	2	本計画に掲げた施策の推進に当たっては、第4の1に記述しているとおり、森林・林業に関係する様々な組織や関係者が相互連携して努力していくことが重要と認識しています。 なお、いわゆる自伐林家については、第3の2(1)①に記述しているとおり、地域の森林・林業を効率的かつ安定的な林業経営の主体とともに相補的に支える主体として捉えることとしています。
第3 2(2)人材の育成・確保等	林業大学校については森林・林業技術者を育成するように、全国一律化しないまでも、ある程度国が関与して体系化するとともに、専門的な教授陣を集め、社会人の学び直しを受け入れられる体制を作れるように国庫補助をして機能強化していくべき。	2	林業大学校に対する支援については、引き続き、都道府県や文部科学省と連携して取り組んでいく考えです。 なお、人材の育成・確保については、第3の2(2)に記述しているとおり、国、地方公共団体、大学、林業大学校、試験研究機関等の連携を推進していくこととしています。
第3 2(2)①人材の育成・確保及び活動の推進	集約化を行う上で、フォレスターやプランナーの役割が重要になっているが、人材も少なく、その役割発揮は不十分な状況にある。人材の育成・確保のための公的な助成措置や位置付けの明確化など、さらなる対策を行う必要がある。	1	森林総合監理士や森林施業プランナー等の人材については、第3の2(2)①において記述しているとおり、引き続きその育成・確保の取組を進めるとともに、現場の課題への対応能力と実践力の向上を図ることとしています。
第3 2(2)②林業労働力の確保	林業の死傷年千人率は依然として全産業ワーストワンであるため、労働安全対策の確立に向けた対策の拡充を図るべき。	3	第3の2(2)②に記述しているとおり、安全な伐木技術の習得、安全教育の義務付け等関連法令の遵守、林業労働災害防止セミナーの実施等により、労働災害防止対策を推進することとしています。 なお、労働安全衛生対策が極めて重要であることを踏まえ、第3の(2)②の標題を「林業労働力の確保」から「林業労働力・労働安全衛生の確保」に修正します。
	林業労働に事故はつきものという考え方を払拭し、林業関連事業所の使用者に対して労働安全衛生対策を徹底するとともに、関連労働者の技術向上の指導、安全な機械・設備の導入に対する支援を行われたい。また、小規模林家に対しても労働安全衛生対策に関する啓発と指導を徹底されたい。	3	第3の2(2)②に記述しているとおり、安全な伐木技術の習得、安全教育の義務付け等関連法令の遵守、林業労働災害防止セミナーの実施等を推進していくこととしています。また、いわゆる自伐林家に対しても、第3の2(1)①に記述しているとおり、伐採に係る技術の習得や安全指導等への支援を図ることとしています。 なお、労働安全衛生対策が極めて重要であることを踏まえ、第3の(2)②の標題を「林業労働力の確保」から「林業労働力・労働安全衛生の確保」に修正します。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 2(2)②林業労働力の確保	北海道の林業労働者の年収は、300万円以下を多く占めており、製造業と比べても低位に置かれていることから、若い労働者の定着に向けて、直接支援などあらゆる措置を検討すべき。	1	林業労働力の確保に向けた施策については、第3の2柱書きに記述しているとおり、他産業並みの従事者所得の確保を目指して、第3の2(2)②に記述する「緑の雇用」事業等を通じた青年への支援などに取り組んでいくこととしています。
	林業においては、依然として労働災害が多発し、重大災害も発生している状況。林業・木材製造業労働災害防止規程においては、防護衣や蜂刺されによる自動注射器が義務化されているが、それらについては助成を図るべき。	2	第3の2(2)②に記述しているとおり、安全な伐木技術の習得、安全教育の義務付け等関連法令の遵守等を推進することとしています。なお、御指摘の規程は、林業・木材製造業労働災害防止協会の定めたものであり、引き続き同協会と連携を図っていく考えです。
	外国人技能実習制度に係る、技能実習2号対象職種への林業の追加は、低位な労働条件の固定化に繋がりがねず、この間の「緑の雇用」をはじめとする林業労働力の育成・確保政策に逆行することから、安易な業種の追加は行わないこと。	4	林業における外国人技能実習制度の活用については、国内における林業労働力の動向や受け入れ側となる業界団体の意向、さらには送り出し側となる途上国のニーズ等を総合的に勘案しつつ、適切に検討していく考えです。
	林業労働者を確保するためには、適正な賃金基準が必要。特に公共事業系の造林作業員の賃金単価は、一般土木作業員と同額で計算されている場合がほとんどであるが、労働強度や労働の肉体的疲労度を考えると、最低でも法面工程にまで賃金の底上げが必要。	2	国等の森林整備事業の積算については、公共工事設計労務単価を基に算出しているところですが、第3の2(2)に記述しているとおり、他産業並みの労働条件の確保等を図る取組を推進していくこととしています。
	チームで行う作業を行うことが多い林業労働の現場で、林業労働者の個人評価を推進することは間違いではないか。	4	第3の2(2)に記述しているとおり、林業技術者の技術力向上と他産業並の労働条件の確保等に向けて、適切な能力評価と能力に応じた昇進や昇給モデルの提示等により雇用管理の改善を図ることとしています。
第3 3(1)③マッチングの円滑化	原木の安定供給体制の確立に係る原木のとりまとめは、流域等単位による関係者による協議会方式を基本とし、国がしっかりと支援する体制を整えるべき。	2	原木の適時適切な供給を実現するためには、第3の3(1)に記述しているとおり、マーケットを通じた需給調整が円滑に行われるよう、木材製品や原木の需給情報を交換する場の活用や、国や地方公共団体等の連携による間伐事業量の公表等を推進し、需給情報の共有を図ることとしています。
第3 3(2)③地域材の高付加価値化	木材、木材製品の消費拡大に向けては、木材リピーターへのロイヤルティ形成が重要であり、地域に求められる基本的なニーズ、消費動向を把握し、個々の技術力に応じて商品化を促す仕組みづくりが必要ではないか。エンドユーザーに対する対策が、木育、木づかい運動などの教育、普及啓発以外、具体性を持っていない。	3	第3の3(2)③に記述しているとおり、他分野との連携による意匠性やストーリー性を付加するためのマーケティング等の木材産業者の取組を促すこととしています。 なお、消費者へのロイヤルティ形成の重要性を踏まえ、同項目の文中「消費者の情緒的な・・・製品を供給することを通じ」を「消費者の情緒的な・・・製品を供給し、信頼性・親密性を高めることを通じ」と修正します。
第3 3(3)新たな木材需要の創出	東京オリンピックパラリンピック関連施設の森林認証材の調達、違法伐採問題対策法の検討等が進んでいることを踏まえ、森林認証や合法性証明など、環境情報を消費者に伝達して環境負荷の少ない木材の利用拡大を図る制度の重要性を、全体戦略の中で位置付けるべき。	1	森林認証や合法性証明については、第3の1(5)①や(12)②に記述しているとおり、それらに対する消費者の理解促進や普及拡大等に取り組むこととしています。

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 3(3)①公共建築物・民間非住宅・土木分野等への利用拡大	CLTに関する記載部分で、建築基準法の整備についても明記するべきではないか。	1	CLTについては、第3の3(3)①において、「CLTを利用した建築物に係る一般的な設計方法の確立」等を行う旨を記述しているところです。なお、本パブリックコメント期間中に、CLTを用いた建築物の一般的な設計法等の告示が公布・施行されたことから、同記述については、「CLTを利用した建築物に係る一般的な設計方法の普及」と修正します。
第3 3(3)②木質バイオマスの利用	木質バイオマス発電に係る原木供給にあたっては、林地残材、未利用間伐材等の活用を基本とし、既存の用途別木材需要に影響を生じさせないための対策を講じるべき。	1	第3の3(3)②に記述しているとおり、木質バイオマスの利用に当たっては、カスケード利用を基本とするとともに、木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、地方公共団体等と連携して計画段階から施設設置者と原木供給者の合意形成を促進し、安定的な燃料確保と既存需要への配慮を図ることとしています。
木質バイオマスの利用において、既存用途に影響を及ぼさないよう配慮すること、さらに木質バイオマス発電の計画段階においても既存の事業者に影響を及ぼさないよう適切に配慮することを記載すべき。 また、セルロースナノファイバーについても、CLTと同様に新たな木材需要の創出において明確に位置付けるべき。	2	木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、第3の3(3)②に記述しているとおり、地方公共団体等と連携して計画段階から施設設置者と原木供給者の合意形成を促進することを本文に明記しており、これにより安定的な燃料確保と既存需要への配慮を図ることとしています。 また、セルロースナノファイバーについては、第3の3(3)新たな木材需要の創出の項目に位置付けています。	
木質バイオマスの利用に当たっては、「カスケード利用」を基本とすることに加え、バイオマス活用推進基本法の第八条に記載されている「マテリアル利用優先」の考えを併記して頂きたい。	2	木質バイオマスについては、第3の3(3)②に記述しているとおり、マテリアルとして多段階利用した後に燃料として利用するという、カスケード利用を基本とすることとしています。	
「高性能のバイオマスボイラーや家庭用ストーブの導入と普及を図る」とあるが、バイオマスボイラーに関しては国産の機種が少なく、また、その開発も欧米に比して遅れているため、「官民一体(あるいは産官学連携)による国産による高性能バイオマスボイラーの研究開発」ということを追加してはどうか。	3	御意見の趣旨を踏まえて、第3の3(3)②の文中「…バイオマスボイラーや家庭用ストーブの導入と普及を図る」を「…バイオマスボイラー、家庭用ストーブ等の導入・改良や普及を図る」に修正します。 なお、施策の推進に当たっては、第4の1に記述しているとおり、国や民間事業者等の相互の連携を図っていくこととしています。	
木質バイオマス発電所が急速に増加する中、木材利用の原則とも言えるカスケード利用がないがしろにされていると思われるため、「カスケード利用を基本としつつ」を「カスケード利用を原則とし」とするべき。	4	木質バイオマスの利用に当たっては、第3の3(3)②に記述しているとおり、マテリアルとして多段階利用した後に最終段階で燃料として利用するという、カスケード利用を基本とすることとしています。	
「なお、木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能となるよう、地方公共団体等と連携し、計画段階から、施設設置者が原木供給者と合意形成できるようにする。」という部分に関しては、製材所など既存利用に対する配慮が欠けていると思われるため、「なお、木質バイオマス発電施設等の設置に当たって施設設置者は、燃料用材の調達にあたっては、建築用材等既存利用先に対して影響を及ぼさない安定的かつ持続的な調達が可能となるよう、地方公共団体と連携し、計画段階から、木材関連事業者等とともに原木供給者と合意形成できるようにする。」とするべき。	2	木質バイオマス発電施設等の設置に際しては、第3の3(3)②に記述しているとおり、カスケード利用を基本としつつ、地方公共団体等と連携して、施設設置者と原木供給者との燃料調達に係る合意形成が円滑に行われるように進めていくこととしています。	

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 3(3)②木質バイオマスの利用	<p>「カスケード利用を基本としつつ、」について、「カスケード利用、<u>近年の発電需要の登場、熱電併給・熱利用の増大、林業の成長産業化のための収入確保の観点等の諸事情に留意しつつ、</u>」とされたい。</p> <p>木質バイオマスは建設計画が増えたことにより、大型のバイオマス発電施設は燃料調達が困難となる可能性。今後普及が見込まれる熱電併用のバイオマスは安定的な熱需要が必要となるため、熱利用施設(植物工場等)の整備についても言及するべきではないか。</p> <p>FITなどによる木質バイオマス燃料としての拡大が予想されるが、マテリアル利用が燃料利用に優先するという木材の健全なカスケード利用の維持を明示してはどうか。</p>	2	<p>当該部分については、まえがきや第1の部分に記述しているとおり、木質バイオマスのエネルギー利用の進展といった木材需要の情勢変化や、所得水準の上昇等により林業及び木材産業の成長産業化を図ることの重要性を前提としているものです。</p> <p>木質バイオマスの熱利用については、第3の3(2)②に記述しているとおり、地域における熱電併給システムの構築や、チップ等を燃料とするバイオマスボイラー等の導入等を進めていくこととしています。</p> <p>木質バイオマスの利用に当たっては、第3の3(3)②に記述しているとおり、マテリアルとして多段階利用した後に燃料として利用するという、カスケード利用を基本とすることとしています。</p>
第3 3(4)消費者等の理解の醸成	<p>消費者理解、あるいは消費者の購買意欲喚起にあつては、木材利用効果の集中的なエビデンス収集と整理を、木材科学のみならず、福祉、医学、教育学、建築学などの幅広い分野と連携して行うとともに、研究の推進、支援が必要ではないか。</p> <p>木育の推進について、「特に、幼少期から木の良さを体感できるような取組を推進」とあるが、「特に、幼少期」とするだけでなく、幼少期を非木材、疎木材で過ごした子育て世代に対する木育も必要ではないか。木材利用の持続性確保に向けては、幼少期のこども、住宅購入層である子育て世代に対して木材利用の意義等を訴えていくことで、生涯学習的スパイラルが完成すると考える。</p>	1	<p>第3の3(4)において、「木材利用による健康・環境貢献度についての科学的根拠の収集・整理」を推進すると記述しており、御指摘の内容は読み取れるようにしているところです。</p> <p>御意見の趣旨を踏まえ、第3の3(4)の文中「特に、幼少期から木の良さを体感できるような取組を推進」を、「幼少期から親子で木の良さを体感できるような取組を推進」に修正します。</p>
第3 4東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	<p>飯舘村及び飯舘村森林組合は、原発被災後の森林除染(里山除染)を強く国に求めてきたが、5年経過した今も放射性物質の影響は大きく、里山除染からの木材と枝葉や、林業再生事業から生まれる間伐材を利用した木質バイオマス熱電供給施設の設置と、役場をはじめとする公共施設への熱供給と売電ができるよう国に求めているところ。原発被災自治体と森林組合が求める木質バイオマス事業に特段の配慮を願う。</p> <p>林地の荒廃等と原発事故という異質の内容が含まれているため、(1)荒廃した森林等の復旧・復興、(2)原発事故により被災した森林への対応、とそれぞれ項目を立てて記述すべき。</p> <p>原発事故への対応については、国としてきちんと最後まで責任を持つことを明記すべき。例えば「福島復興なくして日本の再生なし」という姿勢を記述すべき。</p>	2	<p>放射性物質に汚染された森林については、第3の4に記述しているとおり、森林・林業再生の取組を推進していくこととしています。</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興の施策については、被災地・被災者が希望を持って生活を再建できるよう、第3の4に記述した各種施策の取組を総合的に推進していくこととしています。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する森林等の汚染への対応等については、第3の4に記述しているとおり、被災地・被災者が希望を持って生活を再建できるよう、国はもとより地方公共団体等の関係者が一体となって、引き続き各般の施策を着実に実施していくこととしています。</p>

該当箇所	意見の概要	処理の結果	意見に対する考え方
第3 4東日本大震災からの復旧・復興に関する施策	<p>原文からは、福島<small>の</small>森林林業の再生・復興の問題点やその対応の困難さが明確ではないため、対応の難しさが広く国民の皆様に理解されるよう、もっと具体的に記述すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ どの森林・林業の再生なのか、福島<small>の</small>森林と明記すべき。 ○ 森林における放射性物質の分布状況の調査は、分析も必要なことを明記すべき。 ○ 避難指示解除準備区域等での実証は、どのような実証なのか明確にすること。各種森林作業と空間放射線量の変化等を記述すべき。 ○ 規制区域の解除に伴って住民が帰還するが、林業生産活動が再開されない限り、地元の活性化はなしえない。規制区域の解除に伴って帰還する住民が安心して林業生産が再開できる条件整備を行うことを明記すべき。 ○ 木材加工の過程で発生する樹皮等については、これまでも適切に処理してきたが、規制区域の解除により林業生産活動が再開された場合、新たに発生する樹皮の扱いは大きな問題。林野庁だけでなく、関係省庁が連携して取り組むことを明記すべき。その際、これまでの様々な放射性物質の処理に関する実証事業を活かして取り組むことを明記すべき。 ○ 木材製品等については、安心・安全な供給に努めており、このことを国民の方々に理解いただけるよう、明記すべき。風評に対応することにもなる。 ○ 阿武隈地域はきのこ原木の産地であり、今般の被害は激甚である。当該地域は、きのこ原木生産が重要な産業であること、及び、その復活に向けた森林施策の実証調査についても明記すべき。 	3	<p>東日本大震災からの復旧・復興については、第3の4に記述しているとおり、各種取組を引き続き推進することとしているところです。施策内容については、課題等を分析・評価するとともに、必要に応じて公表や見直しを行うこととしています。</p> <p>なお、御意見の趣旨を踏まえ、記述が不足している点について以下のとおり修正します。</p> <p>「森林・林業の再生を進めるため、」→「森林・林業の再生と安全・安心な木材の供給等を進めるため、」</p>
第3 5国有林野の管理及び経営に関する施策	<p>「山村振興法」の基本理念、附帯決議を踏まえた施策として、国有林野事業における発注においては、地域の事業者が優先的・安定的に事業を受注できる発注方式の検討、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置等、地域における事業者育成、労働力確保に係る具体的施策を講じるべき。</p>	1	<p>第3の5に記述しているとおり、民有林関係者等と連携する中で地域の林業の活性化等を推進することとしています。</p>
全般	<p>公社等が仕事を出す際の仕様書の精度が低く(材積が実態と合っていない等)、林業事業者の業務を圧迫している。</p>	4	<p>都県の森林整備法人等の発注については、それぞれの法人において適切に行われるべきものと考えています。</p>